

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2023年7月

米国最新法律情報 No.95

独占禁止法・競争法ニュースレター No.23

米国 HSR 企業結合届出のフォームの改正案について

弁護士・ニューヨーク州弁護士 大久保 涼

弁護士 小川 聖史

弁護士・ニューヨーク州弁護士 佐藤 恭平

はじめに

2023年6月27日、米国連邦取引委員会（以下「FTC」といいます。）は、米国司法省反トラスト局と共同で、Hart-Scott-Rodino Act（以下「HSR 法」といいます。）に基づく企業結合届出（以下「HSR ファイリング」といいます。）の様式及び記載要領の改正案（以下「本改正案」といいます。）を発表しました¹。

この改正案は、HSR ファイリングにおける届出要件自体を変更するものではないものの、HSR ファイリングにおいて当事者により広範かつ膨大な情報提供を求めるものとなっており、米国における M&A 取引を実施する当事者にとって手間、時間及び費用の面で過大な負担となり、競争上の懸念の少ない取引であっても取引の迅速なクロージングを妨げる可能性があります。

本改正案はまだ最終案ではなく、60日間のパブリックコメント募集期間の後、提出されたコメントを踏まえて追加で修正が加えられる可能性があります。以前当事務所発行のニュースレター²でも紹介した米国競争当局の積極的なエンフォースメントの姿勢を反映しており、また、企業結合取引を行う当事者の負担に多大な影響を与えるものであることから、大きな注目を集めています。そこで、本ニュースレターでは現時点における本改正案のポイントについてご紹介します。

本改正案の主なポイントについて

現行の HSR ファイリングの様式は他の国・地域における競争法ファイリングにおける様式に比べると比較的シンプルなものになっているところ、本改正案では、現行の様式で当事者から提供されている情報は不十分であるという競争当局の認識の下、防衛、国際取引、国家安全保障等、これまで他の規制当局が管轄していた分野に関する情報の提供を含め、幅広い情報の提供義務が追加されています。また、本改正案は、競争当局が最近のエンフォースメントにおいて注目している点（例えば、プライベート・エクイティによる買収、連続取引、労働市場に対する影響等）が反映されていることも特徴の一つです。

¹ https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/p239300_proposed_amendments_to_hsr_rules_form_instructions_2023.pdf

² 当事務所発行の米国最新法律情報 No.90/ 独占禁止法・競争法ニュースレター No.20「バイデン政権下における米国企業結合法制のエンフォースメントの最新動向のアップデート（2023年）」（2023年6月）

本改正案の主なポイントは以下のとおりです。

(取引や競争に関する情報の提供)

- 提出者間で競合する（現在の又は今後予定されている）製品又はサービスについての情報（売上、上位顧客、ライセンス、関連従業員の競業避止又は勧誘禁止義務等）を含む水平的競合に関する情報、提出者間における（現在の又は今後予定されている）垂直的競合又はサプライ関係に関する情報（一方の提出者の製品やサービスと競合する製品やサービスのために、もう一方の提出者の製品、サービス又は資産を材料として使う他の事業者の売上や連絡先を含む）の提供。
- 提出者の従業員に関する情報（職業分類、勤務地、競合従業員の地理的市場情報、過去 5 年間に労働当局により課せられた罰金等の情報等）の提供。
- 過去 10 年間（現行制度では過去 5 年間）の買収取引の情報の提供（なお、報告対象となる過去の取引は、現行制度では資産や売上額による限定が存在するが、かかる限定も削除されている。）。

(提出すべき書類に関する事項)

- （もし最終契約が締結される前に HSR ファイリングが行われる場合には）取引の全体像を詳細に説明した取引契約のドラフト又はタームシートの提出。
- いわゆる「Item 4」書類³の対象を拡大し、officer や director のみならず、「supervisory deal team lead」（取引を主導するチームの日々の活動について監督する立場にある個人⁴）により作成されたもの及び supervisory deal team lead のために作成された書類についても提出が必要。
- 「Item 4」書類について、該当する書類のドラフトも（officer、director 又は supervisory deal team lead に提供されたものであれば）提出が必要（現行制度では、書類の最新版及び取締役会に提出されたドラフトのみ提出すれば足りる。）。
- 通常の業務過程において作成される事業戦略に関する書類（競争分析に関する情報が含まれているもの）の提出（但し、HSR ファイリングから過去 1 年間で作成されたものに限る。）。
- 全ての外国語の書類について英語に翻訳したものの提出（現行制度では、既に存在する翻訳のみを提供すれば足りる。）。
- 関連当事者等の情報を含む取引スキーム図の提出。
- 「Item 4」書類の作成者の名前及び肩書に関する情報を含む会社組織図の提出。

³ HSR ファイリングの際に提出が求められる、当事会社の director や officer により又はこれらの者向けに作成された、市場シェア、競合他社、市場や競争の状況、シナジー等に関して取引の評価・分析を行うことを目的としたメモ、資料、報告書等を指します。

⁴ FTC によると、「supervisory deal team lead」とは、当該人物の肩書のみでは判断されず、取引を機能的に先導するか又は取引についての日常的なプロセスを取りまとめる者であり、また、取引についての最終決定権を有している必要はないものの、取引の評価の作成又は監督について責任を負い、取引についての最終決定権を有する者（officer や director 等）とのコミュニケーションに関与する者とされています。

(その他の情報の提供)

- 防衛機関や情報機関との間の一定の契約についての情報提供。
- 取引に関連する取得者グループ内の各エンティティ（現行制度では取得者及びその最終親会社のみ）の5%以上の持分を持つ者についての情報提供。また、これまで開示対象となっていなかった LP（リミテッドパートナー）についても情報提供の対象となる。
- 最終親会社（UPE）についてのより詳細な説明。また、取得者側の最終親会社の傘下にある各エンティティ及び被取得者側のエンティティについて、現在の officer、director、取締役会のオブザーバー、過去2年においてこれらの地位にあった者、及び「影響を及ぼし得る他の種類の権利保有者」（例えば、一定の債権者や無議決権株式保有者等）についての情報提供。
- 懸念される外国事業体や外国政府（例えば、テロ組織、OFAC 規制で指定された当事者、イラン、北朝鮮、ロシア等）から受領した又は受領する予定の補助金（subsidy）についての情報提供。

本改正案では、上記のほか、提出者が既に企業結合届出を行っている又は今後行う可能性のある他の国・法域に関する情報（HSR ファイリングで提出された情報を当局が他の国・法域の当局と共有するための守秘義務の放棄に関する項目も追加されています。）や、提出者が使用するコミュニケーションシステムやアプリケーション等に関する情報が要求されることも想定されています。

その他のポイント及び実務に与える影響

FTC は、本改正案の理由として、ファイリング後の 30 日間において競争当局が取引を検討する際に直面する情報の格差（例えば、取引の背景や投資の構造等に関する情報が不足している等）を当初から埋めておくべきこと、労働市場や研究開発活動等の競争に関する重要な情報をより適切に捕捉すべきこと、他の国・法域（欧州委員会等）においては当初のファイリング時により包括的な情報提供が求められており、かかるアプローチと整合性を取るべきこと等を挙げています⁵。

もともと、例えば、欧州委員会では、支配権の取得・変更が生じる取引のみが届出の対象となっており、さらに、取引の当事者が一定の全世界売上及び EU 域内売上に係る基準（HSR ファイリングで求められる取引規模基準や売上・資産基準に比べて高い金額）を超えた場合にのみ届出対象となります。他方、米国の HSR ファイリングでは、支配権の移動の生じない取引、その他競争法の観点から重要ではないと思われる取引についても届出の対象となっています。また、欧州委員会の手続では、競争上の懸念を生じる可能性の低い一定の取引については、当事者の情報提供義務が大幅に軽減される簡易化されたファイリング手続を利用でき、また、クリアランスに必要な期間が短縮できる場合もありますが、本改正案では、このような簡易な手続や手続期間の短縮については定められていません⁶。

本改正案において新たに要求されている情報は、現行制度であれば、当初の HSR ファイリングの後、（主に競争上の懸念が存在するようなケースについて）待機期間やセカンドリクエストにおいて競争当局の裁量で追加で提供が要求されるような種類の情報であり、もし本改正案がそのまま適用されることになった場合には、当初の HSR ファイリングの時点で当事者が提供しなければならない情報や書類が膨大になることが見込まれます⁷。例

⁵ <https://www.ftc.gov/legal-library/browse/cases-proceedings/public-statements/statement-chair-lina-m-khan-joined-commissioners-slaughter-bedoya-regarding-proposed-amendments>

⁶ 本改正案では、2021 年 2 月に一時的に中断された待機期間短縮の制度の再開をするか否かについては言及されていません。

⁷ FTC によると、当事者が HSR ファイリングの準備に必要な平均時間について、現行制度では約 37 時間であるのに対して、本改正案の下では約 144 時間になると見込まれ、そのうち複雑なケース（全ファイリングのうち 45%程度）については本改正案の下では約 259 時間になると見込まれています。

例えば、通常の業務過程で作成される事業戦略に関する書類として、市場シェアや競合他社等に関する情報が含まれる書類は会社内で頻繁に作成されている可能性があり、(対象期間に制限はあるものの) 結果として大量の書類を提出しなければならなくなる可能性があります。また、提出者の資本構成が複雑である場合、マイノリティ出資者や LP を含む関連エンティティの情報の提供は、当事者にとって重い負担となる可能性があります。さらに、日本企業による買収においては、提出が求められる書類の多くが日本語のみで作成されていることが想定されるため、翻訳を作成するための追加の時間及びコストが膨大になることが予想されます。

そして、提供すべき情報の種類や量が拡大することにより、取引実行のタイムラインに影響を与える可能性があります。具体的には、取引の交渉のより早い時点から HSR ファイリングの準備を開始する必要が生じることが見込まれます。また、膨大な情報及び書類の提出の負担を軽減させるべく、取引の検討開始後、かなり早い時点から書類作成に注意を払う(不用意・不必要に提出対象となる書類を作成しない)ことも重要になってくると思われる。

まとめ

本改正案は、積極的・徹底的に競争上の懸念のある取引の中止を求めていくという米国競争当局の現在のエンフォースメントの姿勢を踏まえ、ファイリング後 30 日間という短い期間で競争法上の懸念の有無を検討するために、ファイリング時に競争に関連する可能性のある情報を包括的に提供させたいという競争当局の意向が色濃く反映された内容になっています。そしてそれは、取引を行う当事者にとっては手間、費用及び時間の面で非常に重い負担となり、取引実行のタイムラインにも影響を与える可能性があります。

本改正案については、上述のとおり、60 日間のパブリックコメント募集の手続きを経て、その後提出されたコメントを踏まえて最終案が発行されることが想定されています。最終案が発行されるタイミングは明らかではありませんが、2023 年末や 2024 年初頭に発行される可能性があります。本改正案の今後の修正内容や最終案が発行されるタイミングによっては、企業結合取引の際の当事者の負担が大きく変わる可能性があるため、米国における買収取引を検討している場合は、本改正案の今後の動きに注視することが非常に重要となります。

2023 年 7 月 19 日

[執筆者]

**大久保 涼**

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)

ryo_okubo@noandt.com

1999年東京大学法学部卒業。2006年 The University of Chicago Law School 卒業 (LL.M.)。2006年～2008年に Ropes & Gray LLP (ボストンおよびニューヨークオフィス) に勤務。2000年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2007年ニューヨーク州弁護士登録。2018年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 共同代表。ニューヨークを拠点として、主に日米間の M&A、バンキング取引、宇宙ビジネスをはじめとするテクノロジー案件、不動産取引、金融取引規制その他の企業活動全般について、日本及び米国のクライアントに対して継続的に助言している。

**小川 聖史** (長島・大野・常松法律事務所 弁護士 パートナー)

satoshi_ogawa@noandt.com

2009年長島・大野・常松法律事務所入所。国内外の独禁法違反被疑事件や国内・海外企業結合審査対応など、独禁法・競争法に関連する各種アドバイス (業務提携、コンプライアンス、ライセンス、流通・販売政策等) を幅広く提供している。また、国際通商法分野や、競争法・通商法関連の各種 EU 規制にも精通している。2015年～2017年経済協力開発機構 (OECD) 競争課勤務、2018年～2019年経産省・公取委・総務省「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」委員。日本経済法学会会員。

**佐藤 恭平**

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 カウンセル)

kyohei_sato@noandt.com

2006年早稲田大学法学部卒業。2008年早稲田大学大学院法務研究科修了。2015年 Fordham University School of Law 卒業 (LL.M. in Banking, Corporate, and Finance Law)。2009年弁護士登録 (第一東京弁護士会。2014年に留学のため弁護士登録を一時抹消し、2015年再登録。)、長島・大野・常松法律事務所入所。入所以来、M&A を中心に様々なコーポレート案件に従事する。2015年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) に勤務し、近時はニューヨークを拠点として、日本及び米国における企業法務に関するアドバイスを幅広く提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

米国最新法律情報及び独占禁止法・競争法ニュースレターの配信登録を希望される場合には、[<https://www.noandt.com/newsletters/>](https://www.noandt.com/newsletters/)よりお申込みください。米国最新法律情報に関するお問い合わせ等につきましては、[<newsletter-us@noandt.com>](mailto:newsletter-us@noandt.com)まで、独占禁止法・競争法ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、[<nl-complaw@noandt.com>](mailto:nl-complaw@noandt.com)までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。